

令和6年10月

お客さま 各位

湖東信用金庫

定期積金（スーパー積金）規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下の通り定期積金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、今般の改定につきましては、令和6年11月1日以降が預入日となる新規口座に適用させていただきます。

記

1. 改定となる規定

定期積金（スーパー積金）規定

2. 改定日

令和6年11月1日

3. 改定内容

(1) 定期積金（スーパー積金）

改定後	改定前
定期積金（スーパー積金）規定 令和6年11月1日改正	定期積金（スーパー積金）規定 令和3年5月6日改正
6.（給付補填金等の計算） （1）この積金の給付補填金は、証書（または通帳）記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。 （2）約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ① この積金の契約期間中に証書（または通帳）記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は	6.（給付補填金等の計算） （1）この積金の給付補填金は、証書（または通帳）記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。 （2）約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ① この積金の契約期間中に証書（または通帳）記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前（解約日が満期日の翌日以後の場合は

<p>解約日の前日)までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この積金は満期日前に解約できません。</p> <p>②の2 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの積金を解約する場合など、満期日前の解約をするときおよび第9条第3項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ 上記①、②の計算に適用する利率はつぎのとおりとします。</p> <p>A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。</p> <p>解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。</p> <p>約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨て） <u><削除></u></p> <p>④ この計算の単位は1円とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>解約日の前日)までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この積金は満期日前に解約できません。</p> <p>②の2 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの積金を解約する場合など、満期日前の解約をするときおよび第9条第3項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ 上記①、2の計算に適用する利率はつぎのとおりとします。</p> <p>A. 初回払込日から①の場合は満期日、2の場合は満期日までの期間が1年未満のもの。</p> <p>解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 初回払込日から①の場合は満期日、2の場合は満期日までの期間が1年以上のもの。</p> <p>約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）</p> <p>④ この計算の単位は1円とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---